奨学金返還援助資金規程

〇規程制定（令和４年１０月１１日理事会）

社会福祉法人　大川市福祉会

社会福祉法人大川市福祉会　奨学金返還援助資金規程

（目的）

第１条　本規程は、社会福祉法人大川市福祉会（以下「法人」という。）に就職し、大学等に在学中に貸与を受けた奨学金について、法人が当該奨学金の返還を支援することにより、若年者の雇用促進と定着を目的とする。

（対象となる奨学金）

第２条　対象となる奨学金は次のとおりとする。

（１）日本学生支援機構の貸与型奨学金（第一種、第二種）

（２）その他貸与型奨学金

ただし、福岡県介護福祉士・社会福祉士修学資金・保育士修学資金の該当者は非対象とする。

（対象者）

第３条　対象となる者（以下「対象者」という。）は、以下のすべてに該当するものとする。

（１）採用５年目までの常勤職員

（２）支援開始から１０年以上勤務見込みがあること

（３）自ら奨学金を現に返済していること

（４）奨学金の返済に滞納がないこと

（５）高等学校、専修学校、短大、大学、大学院を卒業したものであること

（支援の額）

第４条　支援の額は、対象者が現に返済している奨学金の毎月の返済額（以下「返済額」という。）とする。

ただし、毎月の支援金の額は１万円を限度とする。

（支援金の交付方法）

第５条　第８条で決定した支援金額は、原則毎月対象者の給与振込口座に振り込みの方法により交付するが、代理返還とする場合もある。

（支援対象期間）

第 6 条　支援の対象期間は、支援の対象となった最初の月から起算して 8 年を限度とする。

（申請）

第 7 条　申請する者は、奨学金貸付申請書に次の各号に揚げる書類を添付して直属の上司に提出しなければならない。

（1）奨学金の残額と毎月の返済額が確認できる書類

（2）その他理事長が必要と認める書類

（支援金の額の決定）

第 8 条　理事長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めたときは、支援の額を確定し、書面をもって決定者に通知するものとする。

（支援の取り消し）

第 9 条　理事長は、次の場合、支援の決定及び交付を取り消すことができる。

（1）支援決定者が本法人を退職したとき

（2）支援決定者が虚為の申請、その他不正の手段により支援金の決定を受け、または支援の交付を受けたことが判明したとき

2　上記の支援金が取り消された場合、次のように支給金の全額を返納しなければならない。

（1）退職が採用されて 10 年以内のとき

（2）虚為の申請、その他不正の手段による支援金を受給したとき

（その他）

第 10 条　この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別紙様式１

令和　　年　　月　　日

奨学金貸付申請書

社会福祉法人大川市福祉会
理事長　川野　枝見子　様

事業所名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

職種・役職＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

私は、社会福祉法人大川市福祉会奨学金返還援助資金規程第７条の規定による援助を受けたいので、以下のとおり申請します。

記

１　奨学金名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　返済期間等　＿＿＿年　＿＿月　＿＿日　～　現在（　＿＿年目）

３　対象者が現に返済している奨学金の毎月の返済額

￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

別紙様式２

令和　　年　　月　　日

奨学金支援決定通知書

事業所名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

職種・役職＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

社会福祉法人大川市福祉会
理事長　川野　枝見子

社会福祉法人大川市福祉会奨学金返還援助資金規程第８条の規定による支援が決定しましたので、下記のとおり支給いたします。

記

１　奨学金名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　支給期間等　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日

３　申請者への毎月の支援額

￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿